



わだち

WADACHI

梅ヶ枝中央法律事務所

わだち 第40号

2020年 新年号

▶ 巻頭言 在職50年の節目を迎えて	山田 庸男	2
▶ 奪い合いより分かち合いの社会へ	山田 庸男	4
▶ 近況報告		
・ 20年、コツコツと	増田 広充	5
・ 東京マラソン当選	林 友宏	5
・ パートナー就任のご挨拶と今後の展望	森 瑛史	6
▶ 上杉将文弁護士の近畿財務局への出向	上杉 将文	6
▶ 新人紹介	才木 晴幹・弓削 雄翼	7
▶ 上海市浩信(蘇州)律師事務所との業務提携について	三好 吉安	7
▶ スポーツ事故における法的責任	二宮 誠行	8
▶ 知的財産から眺めるオリンピック	甲斐 一真	10
▶ スポーツとパワーハラスメント	越知 覚子	12
▶ スポーツ仲裁制度について	松尾 友寛	14
▶ オリンピック紀行	林 醇・渡邊 雅文	16
▶ 税理士に聴く	座間 昭男	17
▶ 近時の判例紹介	福竹 亮	18
▶ 健康一口メモ	橋本 聰一	20



弁護士 山田 庸男

在職50年の節目を迎えてー次の飛躍のために

令和2年目の新しい年を迎えました。皆様方には健康やかに新年を迎えられたことと謹んでお慶び申し上げます。

この新しい年は、東京オリンピックの開催年でもあります。私たちが事務所にとっても記念すべき節目の年となりました。本年は、私が弁護士登録をした1970年から在職50年を迎えるとともに、事務所の機関紙である「轍」を創刊し始めてから奇しくも20年を迎える年となりました。

私が弁護士登録をした1970年は、第2次安保改定の年で社会全体が激動の時代を迎えており、社会党及び共産党の革新勢力が伸長し、今から言えば革新勢力の高揚期を迎えていた時代でした。私も父を戦争でなくした体験から、戦争こそ最大の人權侵害との思いで反戦平和を希求して、これらの革新勢力の伸長に心を躍らせて青春時代を送っていました。

弁護士登録後3年間のイン弁時代を経て、1973年の47年前にわずか12坪、事務員1名にて当事務所の前身である山田法律事務所を創設し、新しい組織に命が宿りました。当然ながら当時は、依頼者も少なく大変苦しい思いをしながらひたすら国選事件や扶助事件に取り組みながら生活を送っていました。そのような中、徐々に自分自身の弁護士像も固まり、その活動から弁護士は社会的弱者に寄り添いながらその支援をすることが本分であり、また、社会的使命であると心に

刻むようになりました。幸い、多くの人達や企業に支えられて、今日では民事事件だけではなく企業法務にも幅広く取り組む体制が整い、現在の総合的な法律事務所となりました。しかしながら、これも私1人でな

しうることができたものではなく、これまで事務所とともに働いてきた弁護士、職員の支えがあつてのことであり、何よりも、多くの依頼者の皆様に支えられてきた結果です。改めてすべての人々に感謝を申し上げます。

振り返れば、50年の在職生活は、長い年月ではありましたが、あつという間でもありました。この間、充実した弁護士生活を送りながら破たん銀行の金融整理管財人を務めたり、大阪弁護士会でも副会長・会長を経験して、社会が弁護士に求めているものについて、私なりの理解を深める機会となりました。なりよりも70歳を前にして財団を設立し、ひとり親の家庭の高中生に対する教育支援を始めたことは、今では私の大きな生き甲斐になっています。

さて、この節目から更に50年先はどうなっているのでしょうか。これからの社会のありようや事務所の将来性を考えた場合、とても楽観視できる状況ではありません。経済的には成熟社会を迎え、これまでのような資本主義の変革期に立っています。また、国際協調主義が後退し、自国優先の保護主義が世界中に蔓延した

結果、政治的にも緊張が高まり、分断と対立で一触即発の時代になりつつあります。まさに忍耐と寛容が忘れ去られようとしている時代に突入しています。司法の世界でも、一層複雑化・国際化が進み、いよいよ裁判すらIT化の時代を迎えています。昨日までの成功談も明日の成功にはほとんど役に立たないほど周辺環境が激変することは間違いない。私たちの事務所も危機感を持ちながら社会の変容に迅速に対応することが迫られています。

私は、過日、事務所報の「轍」の創刊号を読み、20年前を振り返る機会を持ちました。その創刊号の私の巻頭言を読んでみると赤面の至りですが、21世紀に向けた事務所としての心意気を述べており、この思いは今も変わらず持ち続けています。是非皆様にご一読頂きたいと思ひ、次ページに一部掲載致します。

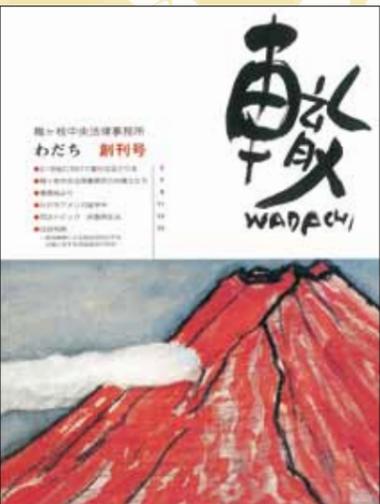
事務所としては、今後時代の変化には敏感に対応しなければなりません。他方で、失つてはいけない弁護士魂は、昔も今もそして将来においても普遍であると考へており、依頼者に寄り添う姿勢は堅持し、これからも情熱を絶やさず挑戦を続けます。

私は、事務所の将来のグランドデザインを描く年齢を超えましたが、これからも、所員一同の頑張りでの時代の成長を目指しますので、是非今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。



弁護士 山田 庸男

「わだち」発刊にあたりー 21世紀に向けて 確かな足どりを



薄曇りの青春

最近、法律事務所からの事務所報が目立って来るようになりました。弁護士業務がより開かれたものになり、親しみの持たれるようにとの社会的要請と共に、弁護士法が改正になり大幅な広告解禁になったのも少しは影響しているのでしょうか。私達もこれまでもその構想を抱いてはいましたが実現に至らず、奇しくも今年、新人弁護士の入所を機に新たに事務所ニュースをこれから年二回程度発行しようということになりました。そして、事務所報の名称もあえてこだわり、私の独断で「わだち」と名付けましたが、漢字では「轍」と書きます。「轍」とは、今では田舎でも減少に見かけることはありませんが、未舗装の田舎道を荷車を引いたときに後に残っている二本の車輪跡のことを指しています。しかし、私には「わだち」という響きに別の語感が頭に残っています。私が父親を戦争で亡くし、片親の元で苦労しながら育てられ、やっと一八歳で商業高校を卒業し、暗れて民間会社に就職しながら、勉学とは別の関心から夜間大学に通い始めたときです。せめて人前で億せす話せるようになりたいとの願いから、弁論部に入部したのですが、それだけでなく薄曇り部室で授業は一切出す毎日大声を上げて練習に明け暮れていました。その弁論部の会報が「わだち」でした。正に暗れやかとはほど遠い薄曇りの青春時代でありました。二年生の時に「わだち」に寄せた巻頭言

が今も手元にあり、いわば青春の一頁でありました。その巻頭言の内容は今から思うと赤面の至りですが、要するに男の人生にとって「財産」とは経済的なものではなく頼れる友人、知人こそ真の「財産」という趣旨で、経済上の財産は目減りをしたり失くしたりするが、真の財産は一旦できれば減ることはないという趣旨の一文でした。人の輪を大切に、この思いは今も変わることはありませんし、この思いは肉親の縁が薄かったことが影響しているのではと感じます。

多感な青春時代の弁論部活動は今も心に焼きついていきます。延々と続く田舎のごぼごぼ道を荷車の車輪跡が切れることなく続いていく光景は何か失われつつある日本人の情感を彷彿とさせるではありませんか。「わだち」という語感の響きはノスタルジアを感じる日本の響きですが、私達の事務所が、例えたとたどしくとも社会に何らかの軌跡を残したいとの願いを込めて名付けてみました。二本の車輪跡は、私達の事務所と依頼者の方々との確かな足取りをイメージしましたが、いかがでしょうか。

人間性の尊厳を大切に

今、日本社会では二一世紀を眼前にして大きく価値観が変わろうとしており、政治・行政・教育・経済などあらゆる分野で改革が急速に進められており、司法もその例外ではありません。二一世紀は行政が後退を以て事後チェック型の司法後進型の社会が到来すると言われており、そのために弁護士人口の大量増員を始めとして弁護士業務も今まで以上に親しみやすく、利用しやすいものに自己変革を求められています。他方、社会の複雑化、国際化、高度化と共に弁護士業務の多様化や専門化も一層進むものと思われ、私達の事務所も企業法務を充実させると共に涉外分野や知的財産権分野への研鑽を進めようとしています。しかし、一方競争社会の到来と共に社会的弱者への救済が社会的課題となってきました。社会的不条理には敢然と立ち向かい、個人の人權や尊厳を救済する姿勢を守り、市民の事件活動にも注力して行くべきと考えています。

奪い合いより 分かち合いの社会へ



公益財団法人
梅ヶ枝中央きずな基金
代表理事
山田 庸男



令和最初の参院戦も終わり、憲法改正を堂々と唱える安倍政権の勝利に終わりました。

私は最近の新聞報道を見ていて理解できないことがあります。最近の新聞報道によれば非正規雇用労働者の数が10年間で350万人余り増加し、労働者全体の4割近くを占めるに至っており、益々、中流階層が減少し経済格差が拡がり貧困層が増えつつあります。

驚くのは、職を転々としながら中年を迎え、先行きの見えない男性が「自分は貧困層だ」と認識し、今もハローワークに通いながら「こうなったのは仕方がない。自分が考えた結果だから。」と自己責任を自認しており、国家施策を講ずべき政治問題であると考へずに、選挙では自民党に投票するというのです。

最近の調査では、格差が拡がってもかまわないという人の割合はこの10年でさらに増え、中でも貧困層において最も増加率が高く、貧困や格

差を自己の問題として受け入れていくそうです。私は、競争社会が一定の強者や弱者を生み出すことは必然だと思います。無論、その競争は平等であるべきですが、資本主義社会では平等な競争というのは事実上実現し難いものですから、国家が所得の再分配機能を適正に働かせ「機会の平等」を保障するべきだと思います。

しかし、現実には、令和の時代を迎えても、格差と分断の社会構造は改善されておらず、今や階級社会になりつつあるとも思います。振り返ると平成の始まりはソ連が崩壊し資本主義が勝利して民主主義が世界に拡がりましたが、平成の末期では資本主義の弊害が顕著になり、今や国際協調の理念が息をひそめ、自国優先の排外主義的な風潮が世界を支配しています。民主主義の根幹は、少数意見への寛容の精神にあると思いますが、最近の国会の議論は他者に対して攻撃的な論調が目立ち、とても寛容の精神があるとは思えません。

きずな基金の理念は、競争よりも共生の社会の実現にあります。競争は、徒に対立を深め他者への思いやりの精神を喪失させます。寛容と慈愛の精神で、多くの人達が経済的に分かち合い共生できる社会こそが理想的な社会ではないかと強く感じます。

きずな基金では、昨秋の後期応募者から4名を採用し、現在61名の中高生を支援しています。卒業生も80名を超え、その中には大学院に進学した生徒、既に社会人として官公庁や民間企業に就職した生徒、公認会計士に合格した生徒、日本銀行から内定をもらった生徒等、まさに多様な分野で活躍しつつあります。最近では、基金の活動をボランティアで支えてくださる卒業生も増えており、昨年夏の交流会では、卒業生主導の企画

近況報告

20年、コツコツと



弁護士
増田 広充

名ばかりですが、5年前から大阪弁護士会に9人いる人権擁護委員会副委員長の一人名になっています。その関係で先日、司法担当記者の方々を前に、表現の自由、報道の自由について、簡単な勉強会の講師をさせて頂きました。勉強会を通して、最近、多少いやな萎縮感が出てきたものの、基本的に誰でも言いたいことを言える自由の大切さを再認識しました。

ただ、仕事の幅、質、深さといったものは少しずつ広がっていると思います。当事務所の特徴の一つは、企業事件と市民事件を偏ることなく取り扱うという点ですが、そのため、規模の大小や事案の内容を問わず、多様な事案に携わることができました。例えば、労働問題の分野では、会社側から労組対応や懲戒処分等についての相談を受けることもあれば、従業員の方からは

ど報道の仕事に携わっていましたが、転身して弁護士の職に就いてから今年で20周年となり、前職のちょうど2倍の期間になりました。

司法業界では、司法試験の合格年次ごとに同期会があり、区切りの良い年度に盛大な同窓会が開催されます。我々の20周年同期会も今夏、京都で開かれ、懐かしい同期と旧交を温めてきました。地方の大事務所のボスに収まっている弁護士、東京の大手でベテラン的立場で活躍している弁護士等、飛躍的に成功した仲間もいる一方、既に鬼籍に入っている方もおり、20年の時の重みを感じました。

大半の同期はコツコツと地道に仕事をこなし、今に至っており、我が身を振り返ってみても、20年前も今も、取り扱う仕事に特別大きな変動はありません。



弁護士
林 友宏

東京マラソン当選

友人の誘いで約5年前からマラソンをしています。とはいっても、練習をせず、ぶっつけ本番で大会に参加しているの、マラソンを始めた頃から

タイムが伸びるわけでもなく、毎回無事に完走することだけが目標となっています。

そのような中、先日、2020年3月1日に開催される東京マラソン2020に当選することができました。東京マラソンは、とても人気が高く、ここ数年では10倍を超える倍率で、これまでエントリーをしては落選するということを繰り返してきました。ところが、今回、運良く当選することができたのです。とりわけ、今回の大会は、東京オリンピック男子マラソンの最後の1枠が決まる可能性のある大会なので、いつも以上に注目を集めることになると思います。

マラソンはゴールまでペースをキープしながら前に進んでいくスポーツです。最近、気付いたのですが、これは、弁護士の仕事にも通じるところがあるように思います。

以前、親族間で感情的になっってしまったっており、解決の糸口が全く見えない相続の案件を担当しました。ご依頼いただいた時点では、依頼者も他の相続人もお互いに自分の立場を譲らず、最終的なゴールが見えない状況でした。その後、私が依頼者の代理人となり、解決に向けて、相続人間で、何度も話し合いの機会を設けました。そう

すると、次第にお互いのこれまでの生活状況や現在の生活環境についての理解が進んでいき、ふとした瞬間に、対立していた感情的な思いが解消され、最終的な解決につながったのです。最後は、依頼者も他の相続人も納得できる内容で遺産分割を行うことができ、感謝されたことがとても印象的でした。

脚がつったり、痛くなったりしても、粘り強くゴールを目指して突き進んでいくというマラソンで得た経験を活かし、たとえ難しい案件であったとしても粘り強く解決を目指して突き進んでいく、そのような弁護士になりたいと思います。

まずは、目の前の東京マラソンを全力で完走して、この経験も活かして、これまで以上に依頼者の皆様のお力になれるように努めたいと思います。

パートナー就任のご挨拶と今後の展望



弁護士 森 瑛史

2013年1月の当事務所への入所から満7年となり、この度パートナー弁護士に就任いたしました。7年前の自身を思い返して現在と比較すると、知識はもちろんのこと、物事の考え方、業務への取り組み方など、弁護士としての研鑽のみならず、人間的にも成長できたと感じています。これらもひとえに、顧問先様をはじめとする依頼者様のご指導の賜物であり、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

また、私が普段取り扱う業務では、企業分野の法律に触れる機会が多く、企業とその顧客・取引先とのトラブル相談や取引契約書のレビューを日常的に行うとともに、企業の再生・清算やM&Aに力を入れて取り組んでいきます。

特に、企業の再生・清算という場面においては、キャッシュが不足し企業の体力に限界がある中で、知識を振り絞って対策や方針を検討し、場合によっては取引先や金融機関に頻繁に足を運んで交渉を重ねる必要があります。このような創意工夫を重ねて、最終的に当該企業の再生が実現できたときの達成感は代え難いものです。また、企業再生の場面では、対象企業が経済的窮境となった原因を分析し、当該企業を取り巻く法律関係を意識的に検証

するため、その一つ一つの経験が私の大きな糧になっています。

一方、最近では、新規事業の立ち上げに関するご相談をいただくことが多く、そこでは新規事業の適法性の検証、助言、事業に係る利用規約や契約書の作成などを行っています。この作業も、企業様と密に協議しつつ事業の形作りをしていくという工程は、非常にやりがいがあると感じます。

今後は、新規事業から再生・清算に至るまで、企業の発展に深く寄与できる専門の弁護士として皆様のお力になれればと存じます。

最後に本当に蛇足ですが、近年私の中の野球熱が再燃しておりましたところ、先般、尊敬するイチロー選手が草野球に参入とのニュースを目にしたこともあり、イチロー選手と一切の接点もございませんが、草野球を再開しました。私の野球に対する想いについても、機会がございましたらご披露できればと思います。

今後とも、どうぞ宜しくお願いいたします。

新人紹介

2020年1月から、当事務所に新たに、才木晴幹（さいき はるもと）、弓削雄翼（ゆげ ゆうすけ）の2名の新人弁護士が加わりますので、ご紹介いたします。今後とも何卒よろしくお願ひ申し上げます。



弁護士 才木 晴幹

島根県出身で、2010年3月に大阪大学法学部を卒業後、2018年10月まで、法務省国土交通省及び東京法務局において国家公務員として勤務しました。より直接的に人の役に立てる仕事をしたいとの思いから、国家公務員在職中に司法試験の受験を決意しました。司法試験

合格後は、岡山県で修習し、この度、大阪事務所の弁護士として新たなスタートを切ります。社会人時代に始めたテニスが趣味で、修習時代にも積極的に活動に参加し、テニスを通じて多くの方との親交を深めたとのことで、アグレッシブさを有した好青年です。

これから弁護士としての第一歩を踏み出すこととなりますが、依頼者の皆様のニーズに応えられるサービスを提供できるよう、公務員時代の経験も活かし、精一杯努力と研鑽を重ねてくれるものと期待しております。



弁護士 弓削 雄翼

兵庫県神戸市出身で、関西大学法学部を卒業後、神戸大学法科大学院に進学し、その後司法試験に合格しました。

これまで自分が触れたことのないような未知の領域に触れることが好きとのことで、それ故に、釣り、ダーツ、料理、けん玉、テニス、ゴ

ルフなど多くの趣味を持つ、好奇心旺盛な人物です。特に、釣りは3歳の頃から行っていたようでかなりの腕前とのことでした。

知的財産法の分野に興味を持っており、「自分の好奇心の強さを活かして、技術やデザインを深く理解し、製作者・創作者の『こだわり』を大事にしていきたい。」との熱意を有しています。

当事務所としても、好奇心旺盛な性格を存分に発揮し、何事にも積極的に取り組み、依頼者の皆様に、的確かつ迅速なリーガルサービスを提供してくれるものと期待しております。

上海市浩信（蘇州）律師事務所との業務提携について

弁護士 三好 吉安

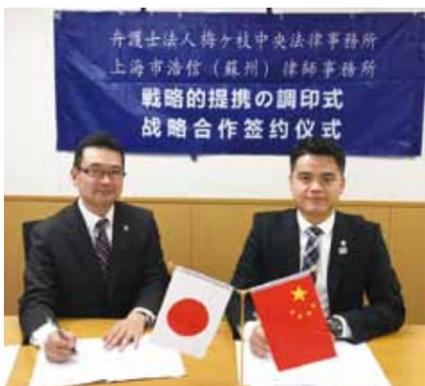
当事務所は、2019年7月17日、上海市浩信（蘇州）律師事務所と、日中間の法律業務に関して、業務提携の合意を締結しました。

同律師事務所は、中国全土に事務所を有していますが、当職が中国留学中に知り合った張康亮律師（中国弁護士）が、蘇州事務所に在籍しているため、蘇州事務所と業務提携関係を結ぶことになった次第です。

当事務所では、中国に対する投資、知的財産権保護、日中間の契約、国際相続などの業務に対処するため、江興民律師に、定期的に事務所業務をいただいているほか、北京、上海を中心に、いくつもの中国所在の律師事務所と業務提携をしてまいりましたが、蘇州の事務所とは初めての業務提携となります。

今後、蘇州への投資や蘇州企業との契約に関する問題について、より機動的に対処できることとなります。

張康亮律師はエネルギーにあふれた新進気鋭の律師であり、比較的日本で業務をしていることも多いですから、蘇州を初め、中国に関連する問題を抱えておられる方は、お気軽に当事務所にお問い合わせていただければ幸いです。



～上杉将文弁護士の近畿財務局への出向～

2019年10月1日より、当事務所の上杉弁護士が、特定任期付公務員として近畿財務局へ出向することになりました。現在、上杉弁護士は、近畿財務局の証券取引等監視官に所属し、同部門の証券検査官として執務を開始しています。証券検査官の業務を簡単にご説明しますと、証券会社を中心として、金融商品を取り扱う業者が適切にその業務を遂行しているかを検査するというものであり、金融商品取引市場の健全性を確保することがその主たる業務となります。そのため、金融商品取引法を始めとする関係法令を主として取り扱っており、最先端の知識等を習得しつつ、日々の業務に励んでいます。

「顧問先の皆様を始めとし、当事務所にご相談いただく皆様にとってより良いリーガルサービスの提供ができるよう、法的知識のみならず、現場での見識や知見をしっかりと学びたい。」とのことで、当事務所と致しましても、今後上杉弁護士が更なる成長を遂げ、当事務所に復帰した際には、皆様により良いリーガルサービスを提供できることを期待しています。

スポーツ事故における法的責任



弁護士
二宮 誠行

第1 責任の根拠

1 はじめに ↳ スポーツ事故の特殊性

スポーツに参加する人は、スポーツに内在する危険を承知し、これを許容して参加しているといえます。このことから、万一事故が発生し、参加者に被害が生じたとしても、許容範囲の危険であることを理由に、加害者の行為は違法性が阻却される、つまり法的責任が生じないという考え方がありません。ボクシングの試合や野球のデッドボールで相手選手が怪我をした場合に、加害選手が法的責任を問われないことの理由づけとしてよく用いられる考え方です。

ただし、これは、対等な競技者同士の間で、ルールに基づいて運営されている場合を前提としています。競技者間の技能に大きな差があったり、一方がルールに違反した場合、親善や指導の目的で競技が行われている場合、指導者と競技者との間などでは、危険を引き受けていたとはいえません。

この点が問題となった裁判例として、長野地裁佐久支部平成7年3月7日判決を紹介します。

この事案は、地域住民の親睦を目的

として40歳以上の男女混合チームで親善ソフトボール大会を開催したところ、三塁を回った走者（男性）がホームベースにスライディングしようとして、捕手の女性と衝突した結果、女性が左膝後縦靭帯断裂の怪我を負ったというものです。

これが、例えば、正式な野球チーム同士の公式試合でのクロスプレーの事故であれば、走者に法的な責任が生じないことに異論はないと思います。

しかし、この事案は、地域住民の親睦のため、住民が参加して行った一種のイベントでした。そのため、得点を競うというよりも、高齢者が、男女を問わず、仲良く楽しもうという趣旨で行われたものです。

裁判所は、このような競技の趣旨から、得点を競うことを犠牲にしても、参加者の負傷や事故をできるだけ回避すべく行動する義務が参加者各人に課せられていると判断し、得点を得るためにスライディングした男性の過失を認め、違法性は阻却しないと判断しました。

いくらスポーツとはいえ、ルールに則って真剣に勝敗を争う場合と、そうでない場合とは区別しなければならぬということになります。

第2 責任を免除する同意の効力

危険を伴うスポーツ等に参加する場合や、スポーツクラブに入会する場合、事故が生じても施設や主催者が責任を負わないことを承諾する旨の同意書に署名させられたり、免責条項のある約款に承諾を求められることが多いと思います。

それでは、このような同意書への署名等を行ってしまうと、スポーツ事故で怪我をしても、施設側の責任を問うことができなくなるのでしょうか。

この点が問題となった裁判例として、富山地方裁判所平成6年10月6日判決をご紹介します。

この事案は、被告のスポーツクラブに入会する際、会員は、クラブの利用に際して生じた人的・物的事故について運営会社が責任を負わないとする免責同意書に署名していたところ、そのクラブの会員が施設の瑕疵によりプールで死亡したというものです。この裁判で、運営会社は、被害者である会員が入会時に免責同意書に署名していたことを理由に、運営会社は事故の責任を負わないと主張しました。

これに対し、裁判所は、当該免責条項が、運営会社側の債務不履行によって会員の生命・身体に重大な侵害が生じた場合においても、運営会社の責任を免除する内容であるとすれば、このような条項は公序良俗に反するもので

2 民事上の責任

スポーツ事故に関する民事責任としては、損害賠償責任が中心となります。損害賠償責任の根拠としては、多くの場合不法行為責任が考えられます。

また、スポーツ事故の場合、共同不法行為や使用者責任が問題となる場合もあります。

共同不法行為というのは、複数の加害者の行為が重なって事故が発生した場合で、加害者らは連帯して全額の賠償責任を負うこととなります。例えば、野球の練習で、無意味にバットを振り回していた選手をコーチが注意しなかったため、別の選手の頭にバットが直撃してしまった場合です。

使用者責任というのは、従業員がその職務に関連して不法行為を行った場合に、使用者である会社なども連帯して責任を負うというものです。例えば、スポーツクラブの指導者に不法行為が認められた場合、クラブの運営会社自身には何らの過失がなかったとしても、同じ責任を負うというものです。

このような不法行為責任以外に、施設・設備等による事故の場合、被害者と施設側との施設利用契約に基づく債務不履行責任が問題となるケースもあります。

あり、法的に無効であると判示しました。

また、この裁判例よりも後に成立した消費者契約法も、「事業者の債務不履行により消費者が生じた損害を賠償する責任の全部を免除」する条項は無効であると規定しています（同法第8条第1項）。

このように、指導者や施設の責任の全部を免除する免責条項は無効であるということができません。

第3 スポーツ指導者・施設の責任

スポーツの指導には、それ自体に危険性が内在しているため、指導者は、危険を的確に予見し、事故回避のために適切な措置をとる義務を負っています。万一、指導者がこの義務に反し、競技者、生徒等に損害が生じた場合、当該指導者は損害賠償責任を負うこととなります。また、指導者が施設の従業員等の地位にあった場合は、施設やその設置者も使用者責任や国家賠償法に基づく責任を負うこととなります。

指導者の責任が問題となった裁判例は多数ありますが、今回、熱中症が問題となった裁判例を紹介します。

夏の運動の練習中などに、熱中症が発生することは一般的によく知られています。熱中症による重大なスポーツ事故の発生は、毎年絶たない状況で、裁判例もたくさん出ています。

このほか、国公立の学校等でのスポーツ事故の場合は、国家賠償法に基づく責任も考えられます。

3 刑事上の責任

スポーツ事故に関する刑事責任としては、業務上過失致傷罪・暴行罪・傷害罪等が考えられます。

ただし、スポーツ競技者間の事故については、先程述べたとおり、それが対等な競技者間であり、ルールに則ったうえでの事故である場合は、違法性が阻却されるケースが多いと考えられます。

しかし、そうでない場合、例えば、反則行為の末に相手競技者に怪我をさせた場合や、指導者の体罰で生徒が怪我を負ったり、選手の体調管理を怠ったことにより熱中症で死亡させたりした場合等は、刑事責任の対象となることがあります。

4 行政上の責任

国公立学校の教師がスポーツ事故の加害者である場合、国家公務員法や地方公務員法上の懲戒処分を受ける場合があります。

もらい、タクシーで下宿先に帰ったのですが、その夜、急性心不全で亡くなりました。

そこで、この生徒の遺族が、高校を設置している地方公共団体に対して、国家賠償法に基づく損害賠償を請求したところ、地方公共団体側は、教諭には生徒の死亡を予見することができず、過失はなかったと主張しました。

この事案に関して、裁判所は、次のとおり述べて、教諭の過失を認定し、地方公共団体の責任を認めました。すなわち、熱中症が危険であること、予防が可能であること、発症後は直ちに専門的な治療が必要であること等は、当時一般的に知られており、生徒が練習を再開し、再度異常な状態で倒れた時点では、一般人として生徒の身体状態が尋常ではないことを容易に認識できたはずである、したがって、教諭は、この時点で、生徒の身体の危険性に留意し、救急車を手配するなどして、直ちに医師の診断を受けさせる注意義務があるのにこれを怠った過失がある、というものです。

スポーツ指導者は、競技者の安全に常に配慮すべき義務を負っているといえます。

知的財産から眺める オリンピック



弁護士
甲斐 一真

1 待ちに待った2020年東京オリンピック

いよいよ今年開催される東京オリンピック、私自身も今から大変楽しみです。

各競技に期待が高まる場所ですが、本稿では、知的財産という観点からオリンピックを眺めてみます。

2 オリンピックの基本構造

まず前提として、2020年東京オリンピックの基本構造を外観します。

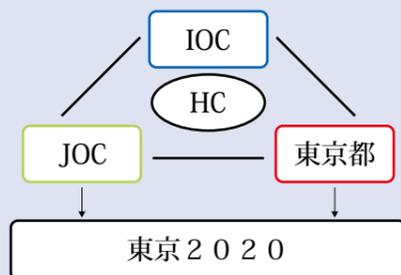
(1) オリンピックにおける主な運営当事者

2020年東京オリンピックの開催における主な登場人物は、国際オリンピック委員会 (IOC)、開催国である日本で組織された日本オリンピック委員会 (JOC)、そして、開催地である東京都の三者となります。

そして、2020年東京オリンピックの開催が決定した後、この三者間で開催都市契約 (HOST CITY CONTRACT (HCC)) が締結されています。

なお、この開催都市契約では、大会開催に関する基本原則の外、大会開催における知的財産の取り扱いについても規定されています。

また、東京都とJOCは、HCCに基づき、大会の開催準備及び運営を担う組織として、一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 (以下では「東京2020」といいます。) を設立しています (なお、同法人は、2015年1月1日付で公益財団法人となっています。)



さらに、東京2020は、HCCの締結後に組織されており、HCCの契約当事者ではなかったため、HCCの効力を同様に及ぼすため、IOC、JOC、東京都及び東京2020の四者間で併合契約 (JOINDER AGREEMENT) が締結されています。

(2) オリンピック運営の資金源

さて、四年に一度の祭典であるオリンピックについて、その運営資金がどのように調達されているかご存知でしょうか。

2020年東京オリンピックの公式HPによれば、オリンピックの主たる資金源として、「IOC負担金」、「TOPプログラム」、「ローカルスポンサーシップ」、「チケット売上」が挙げられています。

このうち、「IOC負担金」は、IOCがその裁量により拠出する資金であり、「チケット売上」は、文字通り、チケット販売代金による売上です。残る「TOPプログラム」と「ローカルスポンサーシップ」は、スポンサーからの協賛金を指します。

オリンピックの開催にあたっては、IOCとのパートナー契約に基づき全世界でオリンピックプロパティを用いたオリンピック・マーケティングを行うことが認められたTOPパートナーと、東京2020とのパートナー契約に基づき開催国において同様のオリンピック・マーケティングを行うことが認められた開催国パートナーの2種類のスポンサーが存在します。

TOPパートナーは、1業種1社とされており、日本企業ではブリヂストン、パナソニック、トヨタの3社がこれにあたります。そして、TOPパートナーには、全世界的かつ独占的な当該業種についてのオリンピック・マーケティングが認められています。

他方、開催国パートナーには、開催国内において、TOPパートナーの独占範囲と抵触しない範囲において、特定の業種についての独占的なオリンピック・マーケティングが認められています。なお、2020年東京オリンピックの開催国パートナーには、「ゴールドパートナー」、「オフィシャルパートナー」、「オフィシャル

サポーター」の3つのレベルが存在し、各レベルに応じて、協賛金の金額及び認められるオリンピック・マーケティングの範囲が異なります。

このように、TOPパートナーと開催国パートナーは、多額の協賛金と引き換えに、オリンピックプロパティを用いたオリンピック・マーケティングに係る独占権を取得し、自社の宣伝広告においてオリンピックとの関係性をアピールすることで、オリンピックというブランド力を利用し、多大な宣伝効果を得られるという構造になっています。

3 アンブッシュ・マーケティングの規制

(1) アンブッシュ・マーケティングに対する規制の必要性

以上の構造は、各パートナーにオリンピックプロパティを用いたオリンピック・マーケティングに係る独占性が担保されることが大前提となっています。

そのため、仮に協賛金を負担しない事業者等により、無断でオリンピックの関連事業者であるかのようなマーケティングが行われるのであれば、各パートナーには、多額の協賛金を負担するメリットが失われることとなり、この構造が成立しないこととなります。

オリンピックの開催においては、上記のようなオリンピックへの便乗商法、いわゆるアンブッシュ・マーケティングの規制が一つのテーマとなります。

東京2020は、大会ブランド保護基準において、アンブッシュ・マーケティングを「故意であるか否かを問わず、団体や個人が、権利者であるIOCや(IPC) (注:国際パラリンピック委員会)、組織委員会の許諾無しにオリンピック・パラリンピックに関する知的財産を使用したり、オリンピック・パラリンピックのイメージを流用すること」と定義し、オリンピック・マーケティングの成立において、アンブッシュ・マーケティングへの対策が必要不可欠であると明言しています。

(2) 国内知的財産法制による保護

アンブッシュ・マーケティングの規制については、オリンピックプロパティたる知的財産の保護が極めて重要になるところ、日本国内においては、現状の知的財産法保護法制による各種の規制がなされることとなります。

例えば、2020年東京オリンピックのエンブレムやマスコット、スローガン等は、東京2020により商標・意匠登録がなされており、かかる商標・意匠を用いた宣伝行為は、商標権・意匠権侵害を構成することとなります。

また、2020年東京オリンピックにあたって作成されたマーク等については、東京2020により新規に作成されているため、その創作性が認められる限りで、著作権法による保護を受けます。

さらに、IOCや東京2020等が宣伝等の場面で使用するオリンピックのロゴやマーク等を宣伝等で使用した場合には、不正競争防止法に定める混同惹起行為や著名表示冒用行為、内容等誤認惹起行為に該当するとして、差止めや損害賠償請求の対象にもなり得ます。

なお、不正競争防止法上では、国際機関等を表示する標準であって経済産業省令で定めるものと同一・類似のものを商標として使用等することが禁止されているところ、オリンピックシンボルは、これに該当するものとされていますので、IOCの許可なく使用することは、同規制に対する違反行為となります。

(3) インタリジョン型アンブッシュ・マーケティングについて

上記のような、オリンピックプロパティたる知的財産を利用し、オリンピックが有するブランド力に便乗しようとするアンブッシュ・マーケティングは、アソシエーション型 (想起型) と分類されています。

他方、アンブッシュ・マーケティングの方法としては、オリンピックプロパティを用いることなく、大会期間中に競技会場等において許可なく販売行為や宣伝行為を行うことでオリンピックのブランド力に便乗するといった、インタリジョン型 (侵入型) も存在しており、これに対する対策も必要とされています。

上記のアソシエーション型は、オリンピックプロパティという知的財産の使用行為が介在するため、知的財産の侵害行為に対する規制という形での対策が可能ですが、インタリジョン型では、独自の難しい問題が生じ得ます。

その例として、ある企業が、大会期間中に競技会場に自社の社名がプリントされたTシャツを着用した従業員を大量に送り込むという方法が考えられます。

オリンピックの競技現場は、メディアを通じて世界中に放映されるため、仮に上記の従業員が映り込めば、上記企業は容易に世界中に自社の宣伝を行うことができます。

このようなインタリジョン型のアンブッシュ・マーケティングへの規制を含め、近時のオリンピック大会では、各開催国において、アンブッシュ・マーケティングを規制するための特別法が制定されており、日本においても、同様の立法が待たれるところです。

4 最後に

これから更なる盛り上がりを見せるオリンピックを前にすれば、さまざまな事業を行う上で、否が応でもオリンピックを意識せざるを得ません。

しかしながら、無意識的にもアンブッシュ・マーケティングに該当してしまった場合には、上記の各法規制によりペナルティを被る可能性も生じます。

そのため、新たな事業や宣伝活動を行うにあたっては、この点についての慎重な検討が必要となります。

スポーツと パワーハラスメント



弁護士
越知 覚子

ここ数年、スポーツ分野でのパワーハラスメント（パワハラ）や暴力行為に関するニュースが増えてきています。オリンピック金メダリストの練習環境に関する問題、某大学運動部の悪質タックル問題、有名女子体操選手のパワハラ告発問題など、皆様のご記憶に残っているものも多いのではないのでしょうか。

スポーツ分野におけるパワハラ問題というと、「精神主義に基づく指導方法の問題」や「旧態依然の指導方法の問題」が取り上げられることが多いですが、今回は法的な観点から整理してご説明したいと思います。

1 パワーハラスメントとは

近年、厚生労働省により「職場のパワーハラスメント」の定義が公表されました（厚生労働省雇用環境・均等局「パワーハラスメントの定義について」平成30年10月17日付）。

具体的には、以下の3つの要素をいずれも満たすものを「職場のパワーハラスメント」とし、典型例として6つの行為を類型化しています。

- 【パワーハラスメントの3要素】**
- ① 優越的な地位に基づいて（優位性を背景に）行われること
 - ② 業務の適正な範囲を超えて行われること
 - ③ 身体若しくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害すること
- 【典型例とされる6類型】**
- ① 身体的な攻撃
例：上司が部下に対して殴打・足蹴りをする
 - ② 精神的な攻撃
例：上司が部下に対して、人格を否定するような発言をする。
 - ③ 人間関係からの切り離し
例：自身の意に沿わない社員に対して、仕事を外し、長期間にわたり別室に隔離したり自宅研修させたりする。
 - ④ 過大な要求
例：上司が部下に対して、長期間にわたる肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる。
 - ⑤ 過小な要求
例：上司が管理職である部下を退職させるために、誰でも遂行可能な受付業務を行わせる。
 - ⑥ 個の侵害
例：思想・信条を理由とし、集団で同僚1人に対して職場内外で継続的に監視した

「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」（平成27年7月人事院職員福祉局）にわかりやすくまとめられており、スポーツ分野においても参考にあります。

② 未統制であることによる問題

	パワハラ	指導
目的	・相手を馬鹿にする、排除する ・自分の目的の達成	相手の成長を促す
業務上の必要性	・業務上の必要性がない (個人生活、人格を否定する) ・業務上の必要性があっても、不適切な量や内容	仕事上必要がある、または健全な職場環境を維持するために必要なこと
態度	威圧的、攻撃的、否定的、批判的	肯定的、受容的、見守る、自然体
タイミング	・過去のことを繰り返す ・相手の状況や立場を考えず	・タイムリーにその場で ・受け入れ準備ができているときに
誰の利益か	組織や自分の利益優先 (自分の気持ちや都合が中心)	組織にも相手にも利益が得られる
自分の感情	いらいら、怒り、嘲笑、冷徹、不安、嫌悪感	好意、穏やか、きりつとした
結果	・部下が萎縮する ・職場がぎざぎざする ・退職者が多くなる	・部下が責任を持って発言、行動する ・職場に活気がある

人事院「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」より

スポーツ分野では、「クラブ」などは基本的に任意団体であり企業のような体制が整備されていないとい

職場におけるパワーハラスメントと指導の違いについては、人事院が公表する

2 スポーツ分野における パワーハラスメント

以上は職場における定義及び類型ですが、「上司」を「指導者」に、「部下」を「選手」にする等、一部の用語を置き換えると、スポーツの分野にも当てはまると考えられます。

【パワハラ】の3要素

- ① 優越的な地位に基づいて（優位性を背景に）行われること
- ② 指導ないし業務の適正な範囲を超えて行われること
- ③ 身体若しくは精神的な苦痛を与えること、または練習環境を害すること

【典型例とされる6類型】

- ① 身体的な攻撃
例：指導者が選手に対して殴打・足蹴りをする
- ② 精神的な攻撃
例：指導者が選手に対して、人格を否定するような発言をする。
- ③ 人間関係からの切り離し
例：指導者が自身の意に沿わない選手に対して、チーム練習から除外し、長期間にわたり競技への参加を拒否したり自主練習のみをさせたりする。
- ④ 過大な要求
例：指導者が選手に対して、長期間にわたる肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、通常

るがほとんどであると思われます。また、学校や企業の運動部であっても、指導者は外部から招いた人物であり学校や会社と直接の雇用関係がない場合が多く、通常の学校運営や企業活動と運動部の活動は切り離され、事実上全く管理されていないケースも多くあると思われます。このような状況下の中、指導者がいわば「絶対的な立場」となり、選手を自己の思い通りにコントロールしようとし、パワーハラスメントにつながっている一面もあると思われる。

4 国の施策

昨今のスポーツ分野におけるパワーハラスメント等の不祥事の発覚を受け、スポーツ庁は、令和元年8月27日に、一般スポーツ団体を名宛人とした「スポーツ団体ガバナンスコード」一般スポーツ団体向けV」を策定し、その中で「暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。」との原則を示し、指導者・競技者等に対するコンプライアンス教育やコンプライアンス研修への参加を促すことを示しました。当該ガバナンスコードには「コンプライアンス教育の実施に当たっては、昨今、役員又は指導者の暴力行為やセクハラ、パワハラ等が社会的な問題となつていくことに鑑み、これらの行為が決して許されないことが徹底されるよう、暴力行為等の禁止について特に重点的に教育することが望まれる。」と記載されてお

必要とされる練習内容と直接関係のないトレーニングを命ずる。

⑤ 過小な要求

例：指導者が上級者（トップアスリート）である選手に対して、競技の継続を断念させるために、初心者が行うような練習のみを行わせる。

⑥ 個の侵害

例：思想・信条を理由とし、集団で選手1人に対して練習時間内外で継続的に監視したり、他の選手に接触しないように働きかけたり、私物の写真撮影をしたりする。

以上は、あくまでも当職の私見に基づく置き換えですが、特定のコミュニティ内で地位や処遇等の上下関係を背景としていることに鑑みれば、職場におけるパワーハラスメントの典型例とされる6類型は、スポーツ分野でも典型的に発生しうるものと考えられます。

3 「スポーツ」分野特有の問題

スポーツ分野におけるパワーハラスメント問題を考えるに当たっては、特に以下の点を考慮しなければならないと考えられます。

① 「指導」という名の

パワーハラスメント行為

スポーツ分野において行われるパワーハラスメント行為の多くは「指導」という名において行われており、指導者側は「指導」という名のパワーハラスメント

ります。

当該ガバナンスコードが策定され公表されたことにより、各スポーツ団体において、まずは「暴力行為やセクハラ、パワハラは許される行為ではないのだ」という意識が根付いてくれることを願います。

5 まとめ

スポーツ分野における人権侵害は、プロ選手やオリンピックを目指す選手にだけ起きるものではありません。学校での部活動や企業でのクラブ活動でも発生し得るものであり、また、成人だけでなく未成年も被害者となり得るものです。

「パワハラ」という言葉自体が当該行為の悪質性を薄めている感もあります。パワーハラスメントは民法上の不法行為であり、場合によっては刑法上の暴行罪や傷害罪といった犯罪行為にも該当します。

「スポーツ団体ガバナンスコード」一般スポーツ団体向けV」には、冒頭に「スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に込め、精神的充足をもたらすものである。このようなスポーツをすることに伴う『楽しさ』や『喜び』こそがスポーツの有する価値の中核である。」と記載されています。楽しさや喜びをもってスポーツを継続するためにも、スポーツに携わる全ての当事者がパワーハラスメント防止に務める必要があると考えられます。

スポーツ仲裁制度について



弁護士
松尾友寛

1 はじめに

ついに「東京2020」の年となりました。
オリンピックの開会式は7月24日、パラリンピックの開会式は8月25日に予定されており、日本において世紀の祭典が行われる日が、約8カ月後に迫りました。

オリンピックには過去最多の205カ国が参加予定とされ、パラリンピックにも前回のリオの参加国数(164カ国)を上回る国からの参加が見込まれており、それぞれの国で激しい代表選考を勝ち抜いた選手たちが、晴れの舞台でどんな素晴らしいプレーを見せてくれるのか、今から待ちきれません。

なお、私は、一般社団法人日本ボッチャ協会の監事を務めており、これまでに「轍」で2回ほどパラリンピックの正式種目である「ボッチャ」について記事を書きましたが、東京パラリンピックでは、2016年のリオパラリンピックでの銀メダルを超え、金メダルを獲得してほしいと願っています。

ア まず、申立人が作成した申立書が受理されると、仲裁人が3名選出されます。仲裁人は弁護士などの専門職が選任されるのが通常で、この3名の仲裁人によって構成される「スポーツ仲裁パネル」(以下「仲裁パネル」といいます。)により審理が行われることとなります。

イ 審理において、当事者は、各々の主張を記載した書面を仲裁パネルに提出することができます(規則第29条第1項)、仲裁パネルは、当事者に対して主張書面を提出するよう促したり(同)、当事者の主張について説明を求めたりすることができます(規則第30条)。

当事者による主張書面のやり取りが数回なされた後、「審問」(規則第28条)が行われ、この審問において、当事者は仲裁パネルの前で各々の主張を述べ、必要に応じて証人尋問が

2 スポーツに関する紛争は どう解決されるのか

(1) さて、先日、私は、弊所のメルマガジンである「梅ヶ枝通信」において、男女マラソンの選手選考会である、マラソングランドチャンピオンシップ(MGC)をテレビ観戦したことについて記事を投稿しました。

この記事のなかで、過去に女子マラソンの代表選考をめぐる紛争が発生したことについて触れました。この紛争は、日本陸連が、代表選手選考について明確な基準を定めず、「実績等を考慮する」という選考基準の曖昧さが原因で発生したものであるといわれています。

(2) それでは、ある大会の代表選手に選出されなかった選手が、競技団体による代表選手選考の決定について争うには、どうしたらいいのでしょうか。当該選手が、選手選考を行う競技団体を被告として裁判所に訴えを起こし、裁判所の判決によって、代表選考の結果を取り消し、当該選手を代表選手とすることができるのでしょうか。

行われます。審問は原則として1回しか行われません。なお、審問をはじめ、仲裁手続は全て非公開です。ウ 審問の終了後、仲裁パネルは、手続が仲裁判断に熟すると認めて審理を終結したときは、原則として、その日から3週間を経過する日までに仲裁判断をしなければなりません(規則第42条第1項)。また、仲裁パネルは、競技団体の規則その他のルール及び法の一般原則に従って仲裁判断をなすものとされます(規則第43条)。

例えば、代表選手選考に関する紛争について、仲裁パネルは、仲裁判断において、競技団体の代表選手選考に関する決定が、①競技団体の制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、③決定に至る手続に瑕疵がある場合、または、④競技団体の制定した規則自体が法秩序に違反しもしくは著しく合理性を欠く場合において、これを取り消すことができるものとされます。

もつとも、仲裁パネルは仲裁判断において競技団体による代表選手選考に関する決定を取り消したとしても、あらたに代表選手を選考するにあたっては、仲裁パネルの判断を尊重した競技団体の判断に委ねるべきとされており、原則として、仲裁パネルがあらたな代表選手を決定する

答えはノーです。その理由は次のとおりです。

裁判所は、司法権を行使する機関であるところ(憲法第76条第1項)、裁判所が司法権に基づき審判ができる対象は「法律上の争訟」(裁判所法第3条第1項)に限られ、ここでいう「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的権利ないし義務の存否に関する紛争で、かつ、法令の適用により終局的に解決することができるものとされています。

そうしますと、ある競技の代表選手であるということ、そして、誰を代表選手にするのがふさわしいのか、ということとは、競技団体と選手との間の権利義務あるいは法律関係ということでは、法律を適用して終局的に解決できる問題ではありません(そもそも裁判所は誰が代表選手にふさわしいのかを決めることはできません)。さきほどの「法律上の争訟」に該当しないことから、裁判所が審判することはできないということになります。

(3) したがって、代表選手選考の決定に不服がある場合、選手は、裁判ではこの決定を争うことはできないということになります。

しかし、以下に述べるとおり、選手は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(以下「JSA」と略します。)における「スポーツ仲裁」を利用すれば

ことはありません。そのため、自分を代表選手に選出するよう求める申立人の請求は原則として却下されることとなります。過去に一例のみ、仲裁判断において、申立人を代表選手に選出するよう命じたものがありますが、かかる判断は極めて例外的なものとしてされています。

エ 仲裁パネルによる仲裁判断は最終的なものであり、当事者双方を拘束するものとされ(規則第48条)、不服申立てをすることはできません。

(3) 以上の通常の手続のほかに、JSAが事態の緊急性又は事案の性質に鑑みて極めて迅速に紛争を解決する必要があると判断したときは、「緊急仲裁手続」によるものとされています。緊急仲裁手続に付される場合としては、ある大会の代表選手選考について争いがあるものの、当該大会における代表選手のエントリー期限が目前に迫っており、このエントリー期限までに仲裁判断を行う必要がある場合などが想定されます。

(4) なお、前述のとおり、スポーツ仲裁の対象となるのは「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定」です。代表選手選考に関する決定に限らず、たとえば、競技団体が選手に対して資格停止または除名などの処分を行った場合に、処分について不服がある選手は、処分の無効を求め

ば、代表選手選考に関する紛争について迅速な解決を図ることが可能です。

3 スポーツ仲裁の手続について

(1) スポーツ仲裁は、「スポーツ競技又はその運営に関して競技団体又はその機関が競技者等に対して行った決定」について不服がある者が申立人となり、競技団体が被申立人となるものとされていることから(JSA Aが定める「スポーツ仲裁規則」(以下「規則」といいます。)の第2条第1項)、競技団体が行った代表選手選考の決定はスポーツ仲裁の対象となります。

ただし、このスポーツ仲裁を行うためには、選手と競技団体とがスポーツ仲裁を利用して紛争を解決することについて合意するか(この合意を「仲裁合意」といいます)、あるいは、競技団体の定款等において競技団体が選手に対して行った決定に関する紛争についてはスポーツ仲裁において解決する旨の定めがあることが要件となります(規則第2条第2項、同第3項)。

また、スポーツ仲裁の申立ては、選手が申立ての対象となる競技団体の決定を知った日から6カ月以内にJSA Aに到達することが必要ですので(規則第13条第1項の1)、この点にも注意しなければなりません。

(2) スポーツ仲裁は次のようにして進められます。

(5) スポーツ仲裁は、代表選手選考に関する紛争など、裁判所では審理できないスポーツ競技またはその運営における紛争を、公平中立かつ迅速に解決するための手続であり、スポーツに関する紛争について正当性のない決定を是正する手段であることから、スポーツ界に対する社会の信頼を維持するために不可欠の制度であるといえます。

4 やすく

本稿では、スポーツに関する紛争を解決するための制度を紹介しました。

オリンピックおよびパラリンピックは、選手にとって最も重要な大会といえ、その代表選手に選出されるかどうかはアスリート人生を大きく左右するものといっても過言ではありません。代表選手の選考について争いが生じたとしても、それにはやむを得ない側面があると思います。

とはいえ、オリンピックおよびパラリンピックでは、毎回、各競技の代表選手が素晴らしいパフォーマンスを見せてくれますので、東京2020では、純粋に、選手のパフォーマンスに感動し、酔いしれたいと思います。



消費税率10%引上げ後の住宅取得等

日本経営ウィル税理士法人 税理士 座間昭男



オリンピック紀行



弁護士 林 醇

私の東京五輪1964

昭和39年10月10日前日の雨が嘘のような青空の下、東京オリンピックが始まった。聖火リレーの最終ランナーは坂井義則。広島への原爆投下の日に広島県で生まれた私と同じ年の青年だ。彼が聖火台に点火したとき、初めてオリンピックが日本で開催されることを実感した。前年は、吉展ちゃん誘拐殺人事件、多数の死傷者が出た三井三池炭鉱の炭塵爆発事故や国鉄の列車多重脱線事故(鶴見事故)、日米衛星中継放送で送られてきた最初の映像がケネディ大統領の暗殺の光景だったように、暗い悲惨な事件が多発した年だった。個人的にも大学の入試に失敗した失意の年だった。

国民は漂う暗さを払拭する明るい話題を求めていたように思う。オリンピックが開会されるや、それまでの関心の低さは吹き飛び、国民は選手たちの活躍に熱狂した。



弁護士 渡邊 雅文

「ローマオリンピックとマラソン貞永選手」

2020年東京オリンピックのマラソン競技の会場が東京から札幌に移転することが決定し、これに関しては世間で様々議論がなされている。

マラソン競技はオリンピックの華であり、1960年の第17回ローマ大会のマラソン競技で、エチオピア代表のアベベ選手が裸足で優勝したことは強烈な映像の印象と共に人々の記憶に残っているが、私にとっては46位に終わった日本代表貞永信義選手が思い出されてならない。貞永選手は私の郷里である山口県出身で、当時はカネボウ(防府)に所属するサラリーマン選手であった。何時どの様な経緯で事が決まったのか私には判然としませんが、防府市内の有志が貞永選手の私的応援団をつくり、私の父親が同選手に毎日牛乳2本を現物提供することになった。いきおい、同選手に毎日牛乳瓶2本を手渡すのが当時子どもだった私の役目になり、毎朝6時頃同選手に牛乳瓶を手渡し、同選手が2本立て続けに飲み干すのを待って空き瓶を回収し、時には一緒に走って(相手を加減してくれ

公園などに設置されたカラーテレビの前にはオリンピックを見ようとする人達が群れていた。日本が獲得した金メダルは史上最多の16個となり、国民は盛り上がりつつあったが、その全てが室内競技だったことに、アウトドア派の私は若干白けていた。

最終日男子マラソンが行われた。後続に大差をつけて独走するアベベ。彼の目には他の選手は誰も写っていない。前だけを見据えて淡々とそして軽々と走る彼の姿には哲学者の趣きがあった。彼の次に国立競技場に入ってきたのは日本の円谷幸吉。後続のヒートリーに抜かれ、銅メダルに終わったが、日本が太陽の下で獲得した唯一のメダルだった。ただ、その価値を讃える声よりも抜かれたことを残念がる多くの国民の声がその後の彼を追い詰めてしまったことが悔まれる。

オリンピックの閉会后、棒高跳び銀メダリストのラインハルト選手が日本人選手2人とともに私の大学の陸上部を訪れた。彼らと一緒に農学部グラウンドを走ったことは良い思い出となったが、彼と日本人選手との体格差に驚き、勝てないのも無理はないと納得した。日本人選手の名前はもう思い出せない。

たと思うが)途中でついて行けなくなってサヨナラする日々を送っていた。そのため、同選手がローマオリンピックのマラソン競技日本代表に選ばれた時は非常に嬉しく一家全員で喜んだのを覚えている。しかし、貞永選手が本番で46位という不本意な結果に終わったときは一家全員ガッカリと気落ちしたことを懐かしく思い出す。

その後、幾星霜を経て裁判官となり、平成8年早春に欧州司法事情視察を命じられて欧州各国を歴巡した際、ローマに3日間滞在してローマ市内のマラソンコースを辿った。貞永選手がどんな思いでこの道を駆け抜けたのであろうかと往時を偲び、同時にオードリー・ヘップバーンのローマの休日の名シーンの現場を経巡ったことが昨日のこのように思い出される。さらに後年になって公証人をしてきた時代に、家内と書記2名を帯同してイタリア周遊旅行した際にローマを再訪したが、最初のローマ訪問時ほどの感激はなかった。駿を担いでテレビの泉へ硬貨を投げ込んできたので、いつかまたローマを訪れる日が来るかもしれない。

その後も貞永選手は陸上競技を続けられ、やがてカネボウ(防府)の監督になり、防府マラソンの創設に尽力し郷里の発展に貢献しておられたが2003年2月11日に急性心臓病で急死された。

I. 住宅ローン控除の特例

1. 概要

住宅ローン控除とは、個人が住宅ローン等を利用して、マイホームの取得等をした場合で一定の要件を満たすとき、年末の住宅ローンの年末残高の1%、最大で40万円(認定住宅は50万円)の減税(所得税や住民税から控除)が10年間受けられる制度のことです。

今般の消費税率10%への引上げに伴い、税率引上げ後の住宅取得等(特別特定取得)について、住宅ローン控除の控除期間が3年間延長(10年⇒13年)されることとなりました。11年目以降の3年間については、住宅ローン残高の1%か建物購入価額(一般住宅4000万円、認定住宅等は5000万円が限度)の2%(引上げ分)を3年で割った額の少ない額が税額控除されます。

※ なお、11年目以降の特例は、2019年10月1日から2020年12月31日までの間に居住の用に供したものについて適用されます。

2. 計算例

例えば、2019年10月に、建物2700万円(税抜)、土地2500万円の一般住宅を自己資金と住宅ローン5000万円で取得し、12月に入居した場合

①適用年の1年目から10年目については、各年40万円を限度に住宅ローン控除を適用することができます。

②適用年の11年目から13年目については、住宅ローン残高の1%の40万円(例えば10年後の借入金残高4000万円)と建物購入価格(2700万円)×2%÷3=18万円の少ない額について住宅ローン控除を適用することができます。

II. 住宅取得資金の非課税枠の拡大

1. 概要

住宅取得資金の贈与税の非課税特例については、2015年1月1日から2021年12月31日までの間に直系尊属からの贈与により、自宅の新築、取得又は増改築等(以下「新築等」といいます。)をするための金銭を取得した場合に、一定の金額まで贈与税が非課税になります。このうち、住宅の新築等に係る契約の締結日が2019年4月1日から2021年12月31日までの間で、かつ、新築等に係る消費税率が10%である場合に限り、非課税限度額が拡大されました。

【住宅取得資金の非課税限度額】

契約の締結日	消費税率10%		左記以外	
	省エネ等住宅	一般住宅	省エネ等住宅	一般住宅
2019.4/1~2020.3/31	3000万円	2500万円	1200万円	700万円
2020.4/1~2021.3/31	1500万円	1000万円	1000万円	500万円
2021.4/1~2021.12/31	1200万円	700万円	800万円	300万円

※ 段階的に非課税限度額が下がっていくので、適用時期に注意が必要です。

2. 要件と計算

非課税特例は、取得等した住宅家屋の床面積が50㎡以上240㎡以下で、かつ、床面積の1/2以上が居住の用に供され、贈与を受けた年の翌年3月15日までに居住すること、贈与を受ける子や孫は20歳以上で、合計所得金額が2000万円以下であることも要件とされています。

贈与税の計算にあたり、特別住宅資金非課税限度額(例:3000万円(省エネ等住宅))を適用後の残額について、暦年課税の場合は基礎控除(110万円)を適用することができ、相続時精算課税の場合は特別控除(2500万円)を適用することができます。

III. その他の支援策

消費税率10%引上げ後の住宅取得等については、次のような支援策も用意されています。

(1) 住まい給付金(2021年12月末までに入居)

住宅ローン減税の拡大措置を講じてもお効果が限定的な所得層に対して、消費税負担増の緩和のために、給付措置が拡充されています。

ア 対象者の収入額:540万円以下⇒775万円以下
イ 給付額:最大30万円⇒最大50万円

(2) 次世代住宅ポイント制度(2020年3月末までに契約締結)
一定の性能を有する住宅(省エネ、耐震性、バリアフリー、家事負担の軽減)の新築やリフォームに対して、さまざまな商品と交換できるポイントを発行する制度です(新築:最大35万円相当分、リフォーム:最大30万円相当分)。

IV. 最後に

「住宅借入金等特別控除」、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」の適用については多くの要件があり、また、この2つの特例の併用も可能となっています。これらを適用するには、要件をすべてクリアし、申告することが必要になります。詳細については、専門家にご相談ください。

日本経営グループ 日本経営ウィル税理士法人
TEL 06-6865-0331 (担当:座間)
事業承継、信託、組織再編税制、国際税務、
企業再生、不動産活用、M & A、IPO 支援 など

みなし配当に係る 法人税法施行令23条1項3号を 一部違法・無効とした裁判例

東京高裁令和元年5月29日判決(平成29年(行コ)388号)



弁護士 福竹 亮

【前提知識】

○ みなし配当とは？

みなし配当とは、会社法上の資本剰余金を原資とする配当等が、資本金等の額のうち株式に対応する部分の金額を超える部分のことをいいます。みなし配当は、法人税法（以下特段明示しない場合、条文は法人税法のことを指します。）23条に規定する剰余金の配当又は分配等には該当しないものの、実質的には剰余金の配当と変わらないため、受取配当等の益金不算入の規定の適用を受けることとなります（24条1項）。

配当額からみなし配当を除いた部分は、法人税法上の資本剰余金を原資とする配当として資本の払戻しとなり、株式譲渡と擬制され譲渡の対価となります（61条の2第1項1号）。

○ みなし配当額の算定方法について

資本金等の額のうち株式に対応する部分の金額（①）は、払戻直前の資本金等の額（②）に、前期末簿価純資産（③）のうち、資本剰余金の減少額（④）の占める割合を発行済株式総数（⑤）で除し、これに払戻株数（⑥）を乗じて算定します【①＝②×④／③×⑥／⑤】（24条3項、法人税法施行令（以下「令」といいます。）23条1項3号）。

みなし配当は、配当額が資本金等の額のうち、株式に対応する部分の金額を超える部分のことをいいますので、配当額から上記①の金額を控除した金額となります。

1. 事案の概要

内国法人であるXは、外国子会社（Xが出資持分の全部を保有）から会社法上の資本剰余金及び利益剰余金をそれぞれ原資とする剰余金の配当を受け、前者については24条1項3号にいう資本の払戻しの一態様である「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）」に、後者については23条1項1号にいう「剰余金の配当（…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。）」に該当することを前提に法人税の連結確定申告をしたところ、Y税務署長は、これらの剰余金の配当は、それぞれの効力発生日が同じ日であることなどから、その全額が24条1項3号の資本の払戻しに該当するとして、連結所得金額に受取配当等の益金不算入過大額及び関係会社株式譲渡損失の損金算入過大額を加算するという法人税の更正処分を行いました。

本件は、当該処分に対し、Xが審査請求を経て、当該処分の取り消しを求めた事案です。

2. 本判決のポイント

本件は、資本剰余金と利益剰余金を原資とする配当が行われた場合の24条1項3号の解釈が課税庁との間で争いになりました。本件の主な争点は以下の2点です。

- ① 資本配当と利益配当とは別個独立のものか、又は一つのものか。
- ② 一つの配当として取り扱う場合に、(a)全体を「資本の払戻し」であるものとしてみなし配当規定を適用するのか、(b)利益剰余金を原資とする部分は通常の配当として取り扱い、資本剰余金を原資とする部分のみ「資本の払戻し」であるものとしてみなし配当規定を適用するのか。

3. 第一審判決(東京地裁平成29年12月6日判決)

(1) ポイント①について

「剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）」（24条1項3号）の規定は、23条1項1号の「剰余金の配当（…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。）」との規定と対になった規定であり、このうち23条1項1号の規定が上記のとおり利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を意味するものであることからすれば、その文理の論理的帰結として、24条1項3号の規定は、利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を除いた剰余金の配当、すなわち、資本剰余金のみを原資とする剰余金の配当及び資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当を意味する。

(2) ポイント②について

令23条1項3号の定めは、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当への適用に当たり、当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を超える「払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等」が算出される結果となる限りにおいて法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるというべきであり、この場合の「払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等」は、当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額と同額となる。

4. 本判決判旨

(1) ポイント①について

利益剰余金を原資とする配当については23条1項1号が、資本剰余金を原資とする配当については24条1項3

号がそれぞれ適用される（例外として、資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合において、いずれの配当が先に行われたとみるかによって課税関係に差異が生ずるものについては、これを「資本の払戻し」と整理し、同配当は同号の規律に服すると解される。）。

(2) ポイント②について

第一審判決と同じ。

5. 解説

(1) ポイント①について

第一審判決は、24条1項3号の「資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。」を利益剰余金のみを原資とする剰余金の配当を除いた剰余金の配当、すなわち、資本剰余金のみを原資とする剰余金の配当及び資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当を意味すると判示しています。

しかし、本判決は、24条1項3号の「資本剰余金の額の減少に伴うもの」を「資本剰余金の額の減少によって行う剰余金の配当」、すなわち、「資本剰余金を原資とする配当」を意味すると判示しています。つまり、24条1項3号は、資本剰余金を原資とする配当に適用され、例外として、資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合には、いずれの配当が先に行われたとみるかによって課税関係に差異が生ずるものについては、これを「資本の払戻し」として、24条1項3号を適用するとしています。

本判決によると、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当は、原則として、別個独立の配当であり、24条1項3号の問題とする必要がなくなり、例外的に、いずれの配当を先に計算するかによって、受取配当の益金不算入の適用額が変わる等、課税関係に差異が生ずることになる場合に限って、24条1項3号の問題として、みなし配当額を算定する必要があるということになります。

(2) ポイント②について

ア みなし配当の制度趣旨

24条1項は、法人間の二重課税を回避するという受取配当金の益金不算入の制度趣旨を及ぼすために、みなし配当額を益金不算入としています。

このような趣旨からすると、利益剰余金を原資とする剰余金の配当の額が、「株式又は出資に対応する部分の金額」に含まれて有価証券の譲渡に係る対価の額として認識され、法人税の課税を受けることとなることは、資本と利益を峻別する基本原則に反することになります。

よって、令23条1項3号に従ってみなし配当額を計算した結果、利益剰余金を原資とする剰余金配当の額が有価証券の譲渡に係る対価の額に含まれることになる場合には、

その限りで、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効になります。

イ 委任の範囲を逸脱する場合とはどういう場合か

1種類の株式1000株を発行しているA社（B社が全株保有）が1株3万円を資本剰余金と利益剰余金から均等の割合で配当した場合、B社の法人税課税はどうなるでしょうか。

【設例1】

1000万円の利益積立金額と2000万円の資本金等の額の場合
資本金等の額のうち株式に対応する部分の金額は、1000万円（2000万円×1500万円/3000万円×1000株/1000株）となり、みなし配当額は、2000万円（3000万円－1000万円）となります。また、有価証券の譲渡に係る対価の額は、1000万円になります。

【設例2】

▲1000万円の利益積立金額と2000万円の資本金等の額の場合
資本金等の額のうち株式に対応する部分の金額は、2000万円（2000万円×1500万円/1000万円×1000株/1000株）になり、みなし配当額は、1000万円（3000万円－2000万円）となります。また、有価証券の譲渡に係る対価の額は、2000万円になります。

【設例1】では、みなし配当額は2000万円となり、利益剰余金を原資とする配当額1500万円の全額がみなし配当とされるので、利益剰余金を原資とする配当金が有価証券の譲渡に係る対価の額として認識されていません。

【設例2】では、みなし配当額は1000万円となり、利益剰余金を原資とする配当額1500万円の全額がみなし配当とされていないので、利益剰余金を原資とする配当金500万円が有価証券の譲渡に係る対価の額として認識されることとなります。【設例2】のように、利益積立金がマイナスの場合には、利益剰余金を原資とする配当金が有価証券の譲渡に係る対価の額として認識されるため、本判決に従えば、24条1項の趣旨に反し、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であると判断されます。

6. 最後に

本判決は現在上告中ですが、本判決が、24条1項3号の「資本剰余金の額の減少に伴うものに限る」を「資本剰余金を原資とする配当」のみに適用されると限定的に文言解釈した点については、23条1項1号の文言との整合性が取れているのかやや疑問が残ります。しかしながら、結論として、本判決及び第一審判決が、剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を超える「払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等」が算出される結果となる限りにおいて、令23条1項3号を24条1項の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効とした点は妥当な判決であると考えます。

最高裁判所がどのような判断を下すのか、注目したいと思います。

鼻出血の場合、従来は、あおむけになって顔を上に向け、鼻紙を鼻に詰めて治していました。

しかし、最近では真っ直ぐに座り前を向きます。天井を仰ぐことはしません。そして、出た血液を鼻紙でしっかりと取り除き、指で鼻の上の柔らかい所をつまんで5分～10分待ちます。この時、最低でも6分は待ってください。途中で出血が止まったかどうかを、つ

まんだ手を緩めて調べることは絶対にしてはいけません。これで90%は止血できます。

この措置を経てもなお出血が続くのであれば、耳鼻科へ行く事にした方が良いです。

これが、最近の米国での指針です。



当事務所では顧問先様を対象に、メールでの法律相談を受け付けております。ぜひ、お気軽にご相談ください。メールをお待ちしております。

◆顧問先様用Eメール相談

consul@umegae.gr.jp

弁護士法人

梅ヶ枝中央法律事務所

- 大阪事務所／大阪市北区西天満4丁目3番25号
〒530-0047 梅田プラザビル4階
TEL 06 (6364) 2764 FAX 06 (6311) 1074
- 東京事務所／東京都港区西新橋3丁目6番10号
〒105-0003 マストライフ西新橋ビル302
TEL 03 (5408) 6737 FAX 03 (5408) 6738
- 京都事務所／京都市下京区室町通綾小路 上る鶏鉾町480番地
〒600-8491 オフィスワン四条烏丸1002号室
TEL 075 (353) 5375 FAX 075 (353) 5374
e-mail : office@umegae.gr.jp

当事務所では個人情報保護法の趣旨に則り、皆様の個人情報の適正な管理・保護に努めております。今後、本誌の配送を希望されない場合には、お手数ですが当事務所までご連絡をお願い致します。速やかに対応をさせていただきます。宜しくお願い申し上げます。

題 字：藤尾 政弘

表紙写真撮影者：山田 庸男

表紙写真撮影場所：大分県・九重“夢”大吊橋

山田 庸男
t-yamada@umegae.gr.jp

林 醇
a-hayashi@umegae.gr.jp

二宮 誠行
ninomiya@umegae.gr.jp

増田 広充
masuda@umegae.gr.jp

細川 敬章
hosokawa@umegae.gr.jp

河合 順子
j-kawai@umegae.gr.jp

松尾 友寛
matsuo@umegae.gr.jp

林 友宏
hayashi@umegae.gr.jp

犬飼 一博
inukai@umegae.gr.jp

渡部真樹子
watanabe@umegae.gr.jp

甲斐 一真
kai@umegae.gr.jp

戀田 剛
koida@umegae.gr.jp

松久 僚成
matsuhisa@umegae.gr.jp

才木 晴幹
saiki@umegae.gr.jp

渡邊 雅文
m-watanabe@umegae.gr.jp

中世古裕之
h-nakaseko@umegae.gr.jp

西村 勇作
nisimura@umegae.gr.jp

三好 吉安
miyoshi@umegae.gr.jp

大森 剛
omori@umegae.gr.jp

越知 覚子
ochi@umegae.gr.jp

松嶋 依子
matsushima@umegae.gr.jp

氏家真紀子
ujiie@umegae.gr.jp

岩田 和久
iwata@umegae.gr.jp

森 瑛史
mori@umegae.gr.jp

日下部太一
kusakabe@umegae.gr.jp

福竹 亮
fukutake@umegae.gr.jp

杉野 龍太
sugino@umegae.gr.jp

弓削 雄翼
yuge@umegae.gr.jp

公益財団法人 梅ヶ枝中央きずな基金

TEL 06-6364-2802 <http://www.kizuna-umegae.jp/>

事務局／〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目3番25号 梅田プラザビル2階 弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所内

振込口座

□ 三菱UFJ銀行	大阪中央支店	普通預金 0175756	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ 池田泉州銀行	堂島支店	普通預金 106036	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん
□ ゆうちょ銀行	四一八支店	普通預金 4878695	財) 梅ヶ枝中央きずな基金	ざい) うめがえちゅうおうきずなききん